

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

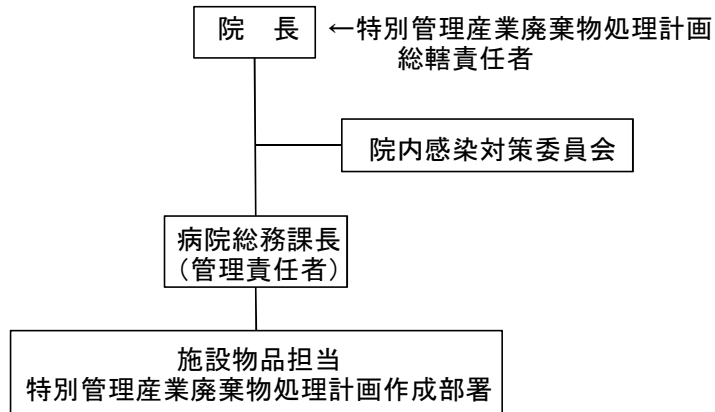
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 28日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住 所 富士市高島町50	
氏 名 富士市長 小長井 義正	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0545-52-1131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	富士市立中央病院
事業場の所在地	富士市高島町50
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 520
③ 従業員数	職員数 978
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物倉庫 → 収集運搬業者 → 中間処理業者 → 最終処分場

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	132.98 t	1.46 t
	(これまでに実施した取組) 発生した廃棄物の処理を委託業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分にいたるまでの確に管理する。 排出量については、コロナ陽性患者の受け入れ等により特別管理産業廃棄物も増加傾向にある。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	139.63 t	1.46 t
	(今後実施する予定の取組) 発生した廃棄物の処理を引き続き的確に管理する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内感染制御チーム (ICT) による院内巡回を行った際に、適切でない廃棄が発見された場合には、その場で適切な分別をして廃棄をするよう指導している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き適切な分別に努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物のため再生不可能		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物のため再生不可能		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物のため再生不可能			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物のため再生不可能			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物のため再生不可能		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物のため再生不可能		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	132.98 t	1.46 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.46 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	132.98 t	0 t
（これまでに実施した取組） 廃棄物の適正な処理のため、書面による契約書の締結、現地処理施設の確認等を実施している。			

(第5面)

②計画	【目標】 前年度並みの排出量に抑える		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	132.98 t	1.46 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1.46 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	132.98 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き廃棄物の処理を委託し、不適正な処理が行われないようマニフェストの確認を徹底する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	118.72 t	
(今後実施する予定の取組等) 平成30年4月1日から電子マニフェスト加入済み。			
※事務処理欄			